

**「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化
に関する法律」に基づく事務・権限の
道府県から指定都市への移譲について
【審議】**

**2020年12月11日
経済産業省 産業保安グループ
ガス安全室**

閣議決定に基づく検討の進捗状況

【液化石油ガスに係る閣議決定】（令和元年の地方からの提案等に関する対応方針）

液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年

～9月 権限委譲の可能性等について聴き取り調査等を実施。

調査

対象：政令指定都市、政令都市を持つ道府県全て（当該事務担当者）

～11月 各道府県及び政令指定都市としての意向を調査。

12月11日 産業構造審議会液化石油ガス小委員会において審議。

12月～ 必要に応じて、個別に聴き取りを実施。

令和3年

3月 産業構造審議会液化石油ガス小委員会において審議（予定）

液石法と高圧ガス保安法の手続きについて

- 液石法は、高圧ガス保安法の中から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出したもの。
- 手続きについては、基本的には高圧ガス保安法から液石法に係るものは除かれており、製造設備に関する許可や事故の届出といった共通する保安領域に関する手続きは高圧ガス保安法に委ねられている。高圧ガス保安法は、先行して大都市特例条文を追加し、権限移譲を実施。
- 同一事業者が民生用と工業用の両方の事業を実施する場合など、液石法・高圧ガス保安法双方の手続きが必要。（熊本市の支障事例（完成検査等）はそのケース。）

法令	主な手続き	権限者	
液石法	①販売事業者の登録 ②保安機関の認定	事業者の事業所分布により 所管が決まる。(注)	経済産業大臣(複数県) 又は都道府県知事(単一県)
	③貯蔵施設の設置許可等 ④特定供給設備の設置許可等 ⑤充てん設備の許可、検査等 ⑥特定液化石油ガス設備工事事業の開始、工事の届出等		所在地等の 都道府県知事 の管轄。
	⑦立入検査等		①～⑥の業務による
	高圧ガス 保安法	製造の許可、貯蔵の許可(液石法を除く) 販売事業者の届出(液石法を除く)	既に権限移譲を実施。
完成検査及び保安検査に係る認定		経済産業大臣	
事故届		都道府県知事又は指定都市の長 (液石法に係るものは都道府県知事)	

注) 全国のLP事業者数17,603者(うち17,367事業者が都道府県所管)、LP事業所数20,500。ほとんどが1事業所の事業者である。指定都市に権限移譲が行われている県などにおいて、当該指定都市内にのみ事業所を持つ事業者は指定都市の所管である。

聴き取り調査の結果～権限移譲に関する現状（全体像）

- 全ての業務について権限移譲済みは6道府県、一部の業務について権限移譲済みは4県、権限移譲を行っていない県は5県である。（対象：15道府県及び20政令指定都市）

法令で定める業務：①販売事業の登録等、②保安機関の認定、保安業務規程の認可等、③貯蔵施設の設置許可等、④特定供給設備の設置許可等、⑤充てん設備の許可、検査等、⑥特定液化石油ガス設備工事業の開始、設備工事の届出等、⑦立入検査等の業務。全ての業務とは①～⑦を指す。

権限移譲の状況	道府県-政令指定都市
1. 全ての業務について権限移譲済み。 (6道府県)	<ul style="list-style-type: none"> 北海道-札幌市 宮城県-仙台市 新潟県-新潟市 静岡県-静岡市、浜松市 大阪府-大阪市、堺市 兵庫県-神戸市
2. 一部の業務について権限移譲済み。 (4県)	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県-さいたま市(⑤～⑦を移譲済み) 愛知県-名古屋市(⑥、⑦を移譲済み) 岡山県-岡山市(⑤、⑥を移譲済み) 広島県-広島市(⑥を移譲済み)
3. 権限移譲を行っていない。 (5県)	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県-横浜市、川崎市、相模原市 千葉県-千葉市 京都府-京都市 福岡県-福岡市、北九州市 熊本県-熊本市

聴き取り調査の結果～全て権限移譲済みの自治体

- 全ての業務について権限移譲済みは、6道府県。

権限移譲の状況	道府県-政令指定都市
1. 全ての業務について権限移譲済み。 (6道府県)	<ul style="list-style-type: none">北海道-札幌市宮城県-仙台市新潟県-新潟市静岡県-静岡市、浜松市大阪府-大阪市、堺市兵庫県-神戸市

【事務処理特例制度に伴う都道府県からの交付金についての意見】

今回の地方分権によりあらためて全国一律に権限移譲が行われた場合、道府県から政令指定都市への交付金がなくなるので困るという意見があった。

<北海道> 液石の特例交付金として年間700万円ほど札幌市に交付している。

<札幌市> 事務交付金がなくなると、2名体制を確保するためその他の業務も対応する必要性が生じてくる可能性がある。

注) 例年、対応方針(閣議決定)において、事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、確実な財源措置を講ずるとされており、本件についても指定都市への財源措置が講じられるものと認識。

【その他意見】

<新潟県> 県と市、国と県できちんと連携がとれるのであれば、問題はないと考える。

<静岡県> (権限移譲については) 指導を一体的に対応ができるというメリットはあるのではないかと考える。

<仙台市> 法令違反などがあった場合に、どちらが対応するべきかという点で判断に迷う部分もあることから、入口と出口は統一した方が望ましい。

<浜松市> 小規模事業者は、手続きが県まで行かずに済むのはメリットだが、登録・認定の販売所を増やす場合に登録のし直しがあり、不公平感がある。事業報告の観点から、それぞれに事業報告をしなければならないのはデメリットと考える。

<兵庫県> 平成30年4月に高圧ガス保安法の事務・権限を移譲することに伴い、同法と密接的な関係のある液化石油ガス法も神戸市に事務移譲を行った。2つの法律の事務・権限を移譲することで一体的かつ効率的に保安行政を行ってもらっている。

聴き取り調査の結果～一部権限移譲済みの自治体(1)

- 一部の業務について権限移譲済みは、4県。
- 主に、⑤充てん設備の許可、検査等、⑥特定液化石油ガス設備工事事業の開始、設備工事の届出等、⑦立入検査等の業務を移譲。

権限移譲の状況	道府県-政令指定都市
2. 一部の業務について権限移譲済み。 (4県)	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉県-さいたま市(⑤～⑦を移譲済み) ● 愛知県-名古屋市(⑥、⑦を移譲済み) ● 岡山県-岡山市(⑤、⑥を移譲済み) ● 広島県-広島市(⑥を移譲済み)

道府県側		政令指定都市側
埼玉県：①～③どちらとも言えない。④支障がない。	←→	さいたま市：①～④どちらとも言えない。
愛知県：①～⑤どちらとも言えない。	←→	名古屋市：①～⑤どちらとも言えない。
岡山県：①④支障がない。②③⑦どちらとも言えない。	←→	岡山市：①～④、⑦どちらとも言えない。

<愛知県> どうしても県がやらないといけないとされる事務手続きは思いつく限りない。市から希望があった業務を移譲している。

<さいたま市> 事務を行っていないため、この瞬間の判断は難しいが、やれと言われればやらざるをえない。移行期間は3～5年必要である。

<名古屋市> 普段の事務を行っておらず、内容を具体的に把握しているわけではないので、判断できないが、やるということになればやれないこともない。ただし、現状は、液化石油ガス法に係る許認可、登録等の事務を行うにあたり、人員及び予算の確保が困難である。

聴き取り調査の結果～一部権限移譲済みの自治体(2)

【権限移譲についての意向】

広島県-広島市の意向は表の通り。

	広島県	広島市
①販売事業の登録等	B.どちらともいえない。	C.支障がある。
②保安機関の認定、 保安業務規程の認可等	B.どちらともいえない。	C.支障がある。
③貯蔵施設の設置許可等	B.どちらともいえない。	C.支障がある。
④特定供給設備の設置許可等	B.どちらともいえない。	C.支障がある。
⑤充てん設備の許可、検査等	A.支障がない。	B.どちらともいえない。
⑥特定液化石油ガス設備工事業 業の開始、設備工事の届出等	移譲済み	移譲済み
⑦立入検査等	B.どちらともいえない。	設備工事業業者等への立入 については移譲済み。

<広島市>

販売事業者は、原則として販売所ごとに貯蔵施設を所有しているが、貯蔵施設については販売事業者とワンセットであるべきだと考えている。

仮に法定移譲により、指定都市内のみで登録している販売事業者等だけを指定都市で対応する体制にしても、販売事業者の統廃合が進んでいる現状、行政庁の変更が繰り返される可能性がある。

充てん設備の設置認可・検査等、指定都市のみで完結できる事務については、権限移譲されても可能であると考え
るが、二重規制の問題を考慮する必要がある。

聴き取り調査の結果～権限を移譲していない自治体(1)

- 権限移譲を行っていない県は、5県。道府県側は支障がないと回答、政令指定都市側は、支障がない又はどちらとも言えないと回答。

権限移譲の状況	道府県-政令指定都市
3. 権限移譲を行っていない。 (5県)	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県-横浜市、川崎市、相模原市 千葉県-千葉市 京都府-京都市 福岡県-福岡市、北九州市 熊本県-熊本市

道府県側	政令指定都市側
神奈川県：支障がない。←→	横浜市、川崎市：支障がない。 相模原市：どちらとも言えない。
千葉県：支障がない。←→	千葉市：どちらとも言えない。

どちらとも言えない、支障がないという回答についてコメント例

<川崎市> 指定都市に移譲することで、既に所管する危険物、高圧ガスと一体的な指導を行うことができ効果的・効率的であり、より円滑な災害対応にも繋がり市民生活の安全安心に寄与できるものとする。

<相模原市> 4人で火薬高圧ガス事業、液石の4法令担当している。消防法も関係ないとはいえないが、かなり少ない人数で実施している。

<千葉県> 申請手続の一元化が図られることによって、申請者の負担が軽減できることから、賛成の立場ではあるが、受入れ側の政令市の体制が整っていることを前提としたい。

<千葉市> 先行して権限移譲した高圧法・火薬について要望していた人数より少ない体制となっており、思ったより人が確保できない実態がある。やるのであれば、全ての業務を移譲した方が望ましい。

聴き取り調査の結果～権限を移譲していない自治体(2)

道府県側	政令指定都市側
京都府：支障がない。 ←→	京都市：⑤は支障がない。⑤以外はどちらとも言えない。
福岡県：支障がない。 ←→	北九州市：①～⑤はどちらとも言えない。⑥、⑦は支障がない。 福岡市：どちらとも言えない。
熊本県：支障がない。 ←→	熊本市：支障がない。

どちらとも言えない、支障がないという回答についてコメント例

＜京都府＞ 既に登録・認定又は届出されている販売事業者・保安機関・特定液化石油ガス設備工事事業者については府が管理している台帳により情報提供が可能であり、設備工事届を受理した際や特定供給設備の設置を許可した際は通報していることから、これらの事務の権限委譲に特段の支障はない。都道府県のみが液石法を所管する体制では多数の事業所に立入検査を行うことが困難な場合があるが、指定都市に移譲された場合、消防法に基づく査察にあわせて検査を行う等、より緻密な保安の確保が期待できる。

＜京都市＞ 現時点で権限を持ち合わせていないので、判断は難しい。消防の観点からは充てん設備等は危険物に近い処理になるため問題も少ないが、販売登録などは消防業務とは異なり慣れない。

＜福岡市＞ 現時点で権限を持ち合わせていないので、判断は難しい。

＜熊本市＞ 高圧法の際は3年間かけて体制を整えた。人員は1名の増員だったので、相当の対応が必要になるのではと考えている。

参考：熊本市（提案元）からのコメント：全国市長会からの募集があり、今次提案を行った。熊本県と協議を行う予定であり全国一律の権限移譲が行われない場合でも、熊本県から権限移譲が行われる予定である。

移行の時期

- 一般消費者等の保安が確保され、法令が確実に執行できる体制でなければ、法運用に重大な支障を来す。
- 権限移譲を行う場合は、体制が整うまでのタイミングを十分にとることが前提。各自治体で人と予算の要求を行い、体制が整うには、2年以上かかる。令和3年度春～夏に自治体内の担当部署に、要求して実際につくのは、令和4年度以降。引継期間1年程度(県に出向等)を経て、少なくとも体制が整うと思われる令和5年3月までの期間は必要である。

令和3年4月から起算して必要な移行期間	自治体数	道府県	政令市
3年以上	5	千葉県、新潟県	千葉市、名古屋市、京都市
2年	20	北海道、埼玉県、神奈川県、愛知県、京都府、岡山県、広島県、福岡県、熊本県	札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
2年未満	10	宮城県、静岡県、大阪府、兵庫県	仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、大阪市、堺市



<熊本市> 権限移譲に伴う体制の整備に当たっては、人材育成に係る研修経費等の予算を確保する必要があり、令和3年度に予算要求を行い、予算確定は令和4年度以降となることから、体制が整うには2年は必要である。令和4年度からの熊本県からの引継、内規整備及び対象事業所への周知に1年程度（令和5年3月まで）の体制整備期間は必要である。

<名古屋市> 令和3年4月の段階では内部の調整（人事配置等）が間に合わず、本格的に権限移譲の準備が行えるのは1年後からとなる。準備に要する期間は、高圧ガス保安法及び火薬類取締法の権限移譲の実績から、少なくとも2年を要するため、移行期間としては3年以上が必要となる。

制度改正の方針

1. 権限移譲が行われた高圧ガス保安法と同様、液石法においても、道府県から指定都市への権限移譲を行うこととする。
2. 対象業務：①～⑦の業務について権限移譲を行う。
①販売事業の登録等、②保安機関の認定、保安業務規程の認可等、③貯蔵施設の設置許可等、④特定供給設備の設置許可等、⑤充てん設備の許可、検査等、⑥特定液化石油ガス設備工事事業の開始、設備工事の届出等、⑦立入検査等の業務。
3. 権限移譲の時期：令和5年4月1日以降になるよう、内閣府と調整を行う。

(参考) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の概要

● 液化石油ガス販売事業に係る保安規制は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(以下、「液石法」という。)において規定。

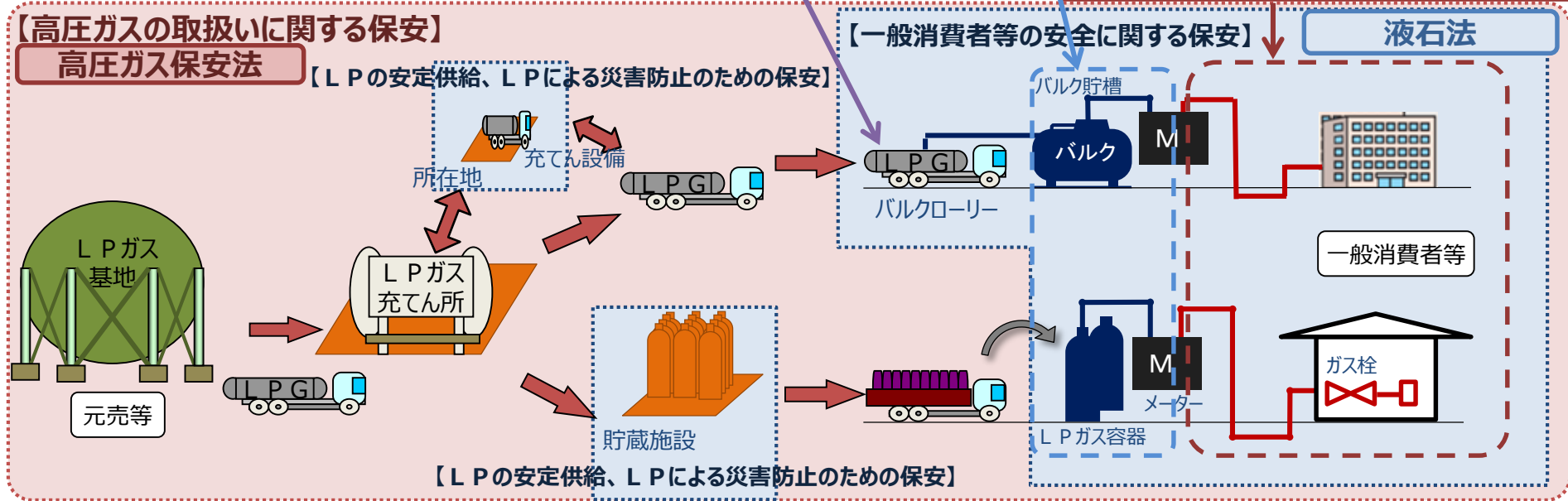
液石法の目的規定
 第1条 この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

液石法の特徴
 ◇液石法では、供給設備点検、消費設備調査、周知、緊急時対応については、認定を受けた保安機関が実施。
 ◇液化石油ガス販売事業者が自ら実施したい場合には、自ら認定を取得することが必要。

供給設備
 【液化石油ガス販売事業者に対する義務】
 技術基準適合維持義務(第16条の2)、業務主任者の選任(第19条)
供給設備点検、緊急時対応(第27条)、特定供給設備の完成検査(第37条3)等

充てん設備
 【充てん事業者に対する義務】
 設置の許可(第37条の4)、完成検査(第37条4第3項において準用する第37条の3)等

消費設備
 【液化石油ガス販売事業者に対する義務】
消費設備調査・周知・緊急時対応(第27条)
 【一般消費者等】基準適合命令(第35条の5)



熊本市からの提案

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲について、提案があった。
- 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（2019年6月28日開催）において、液石法に係る提案が重点事項となる。

（1）求める措置の具体的内容

液石法の販売事業、保安機関等に係る登録、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲することを求める。

（2）支障の概要

液石法は、言わば高圧法から「液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分」を抜き出し、詳細に定めたものであり、液化石油ガスを取り扱う事業者には同法だけでなく、高圧ガス保安法が適用される部分（移動、輸入、廃棄、容器、事故等）も多い。

このように適用範囲が複雑に入り組んでいる両法のうち、2018年度から高圧ガス保安法のみが指定都市に権限移譲されたことで、事故対応や両法の適用を受ける施設の完成検査及び保安検査等において県と指定都市の間で判断の難しい調整業務が新たに発生している。

また、事業者にとっても両法で窓口が異なることが負担となっている。

（3）追加共同提案団体

宮城県、新潟市、京都市、兵庫県、熊本県